

議案第82号

墨田区営住宅条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区営住宅条例等の一部を改正する条例

(墨田区営住宅条例の一部改正)

第1条 墨田区営住宅条例（平成9年墨田区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号中「資格を有する連帯保証人が連署する」を削り、同号ただし書を削る。

第17条第2項に次のただし書を加える。

ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

第38条第4項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

(墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部改正)

第2条 墨田区高齢者個室借上げ住宅条例（平成2年墨田区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「資格を有する連帯保証人が連署する」を削り、同号ただし書を削る。

第11条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる費用にあつては、区長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(墨田区シルバーピア条例の一部改正)

第3条 墨田区シルバーピア条例（平成9年墨田区条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「資格を有する連帯保証人が連署する」を削り、同号ただ

し書を削る。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

第36条第5項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

(墨田区コミュニティ住宅条例の一部改正)

第4条 墨田区コミュニティ住宅条例（平成2年墨田区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「資格を有する連帯保証人の連署する」を削り、同号ただし書を削る。

第10条の2第1項及び第11条第1項第4号中「使用者」の次に「及び同居者」を加える。

第19条第2項中「理由」を「事由」に改め、「使用者は、」の次に「自己の負担において」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

第20条中「理由」を「事情」に改める。

第23条第1項中「当該使用者」の次に「及び同居者」を加える。

第25条第1項中「基づき、使用者」の次に「及び同居者」を加え、同条第4項中「使用者」の次に「及び同居者」を加え、同条第5項中「掲げる使用者」の次に「及び同居者」を加える。

別表第3中「使用者」の次に「及び同居者」を、「収入」の次に「の区分」を加える。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(墨田区営住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の墨田区営住宅条例（以下この条において「新条例」という。）第10条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に墨田区営住宅条例第10条第3項の規定による使用の許可を受ける

者から適用する。

- 2 施行日前に提出された請書のうち、施行日以後の墨田区営住宅条例第10条第3項の規定による使用の許可に係るものについては、新条例第10条第1項の規定により提出された請書とみなす。
- 3 新条例第38条第4項の規定は、施行日以後に到来した支払期に係る支払期後の利息について適用し、施行日前に到来した支払期に係る支払期後の利息については、なお従前の例による。

(墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第2条の規定による改正後の墨田区高齢者個室借上げ住宅条例（次項において「新条例」という。）第7条第1項の規定は、施行日以後に墨田区高齢者個室借上げ住宅条例第7条第3項の規定による使用の承認を受ける者から適用する。

- 2 施行日前に提出された請書のうち、施行日以後の墨田区高齢者個室借上げ住宅条例第7条第3項の規定による使用の承認に係るものについては、新条例第7条第1項の規定により提出された請書とみなす。

(墨田区シルバーピア条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の墨田区シルバーピア条例（以下この条において「新条例」という。）第9条第1項の規定は、施行日以後に墨田区シルバーピア条例第9条第3項の規定による使用の許可を受ける者から適用する。

- 2 施行日前に提出された請書のうち、施行日以後の墨田区シルバーピア条例第9条第3項の規定による使用の許可に係るものについては、新条例第9条第1項の規定により提出された請書とみなす。
- 3 新条例第36条第5項の規定は、施行日以後に到来した支払期に係る支払期後の利息について適用し、施行日前に到来した支払期に係る支払期後の利息については、なお従前の例による。

(墨田区コミュニティ住宅条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第4条の規定による改正後の墨田区コミュニティ住宅条例（次項において「新条例」という。）第6条第2項の規定は、施行日以後に墨田区コミュニティ住宅条例第6条第3項の規定による使用の許可を受ける者から適用する。

2 施行日前に提出された請書のうち、施行日以後の墨田区コミュニティ住宅条例第6条第3項の規定による使用の許可に係るものについては、新条例第6条第2項の規定により提出された請書とみなす。

(提案理由)

単身高齢者の増加、民法の一部改正による債権関係の規定の見直し等に鑑み、墨田区営住宅条例等について、入居手続の際に連帯保証人の確保を不要とする等のほか、所要の規定整備をする必要がある。